新宿区立学校における指定校変更及び区域外就学に関する事務処理要綱

令和 2 年 7 月 27 日
2 新教学学第 1066 号

令和 3 年 6 月 16 日
3 新教学学第 1153 号

令和 6 年 4 月 30 日
6 新教学学第 1146 号

最終改正　令和 7 年 3 月 18 日
6 新教学学第 2602 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、新宿区立学校の入学（転入学及び編入学を含む）における学校教育法施行令(昭和２８年政令第３４０号。以下「施行令」という。)第８条に規定する就学学校の変更（以下「指定校変更」という。）及び施行令第９条に規定する区域外就学の基準及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び施行令の定めるところによる。

（要件）

第３条　指定校変更の申立てができる者は、新宿区内に住所又は居所を有する児童又は生徒（就学予定者を含む。以下同じ）の保護者とする。

2　区域外就学の申立てができる者は、新宿区内に居住しない児童又は生徒の保護者とする。

3　指定校変更又は区域外就学の申立てができる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1)　児童又は生徒が自転車による通学を行わないこと。

(2)　児童又は生徒が自家用車の送迎による通学を行わないこと。ただし、身体上の理由により自家用車の送迎を要する場合を除く。

(3)　児童又は生徒の通学の安全及び通学距離に配慮するとともに、通学途中における児童又は生徒の事故については、保護者が責任を負うこと。

(4)　小学生については、原則として登下校に保護者が同伴すること。

（許可基準）

第４条　指定校変更許可基準は、別表第１のとおりとする。

２　区域外就学許可基準は、別表第２のとおりとする。
３　別表第１又は別表第２に定める許可基準（以下「許可基準」という。）は、新宿区行政手続条例（平成７年条例第２号）第５条第１項に規定する審査基準とする。
４　許可基準は、教育委員会事務局学校運営課窓口及び新宿区が開設するホームページにおいて公表する。

（手続）
第５条　新宿区教育委員会（以下「委員会」という。）は、指定校変更又は区域外就学の申立てをしようとする保護者に対して、指定校変更申立書又は区域外就学許可願（以下「申立書等」という。）及び許可基準の区分に応じた必要書類を添付し、提出を求めるものとする。
２　就学予定者の申立書等の提出期間については、別に定める。

（許可等）
第６条　委員会は、保護者から申立書等を受理したときは、許可基準により審査し、申立内容が許可基準に該当すると認めるときは、指定校変更又は区域外就学を許可し、保護者及び関係する学校長に対し通知するものとする。
２　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定校変更又は区域外就学を許可しないものとし、保護者に対し通知するものとする。
(1)　申立内容が許可基準に該当しないものと認めるとき。
(2)　指定校変更又は区域外就学を許可することにより、学級編制その他学校の運営に支障が生じるものと認めるとき。
３　前２項の規定にかかわらず、就学予定者の保護者から申立書等を受理したときは、通学区域の就学予定者で当該校の定員を満たす恐れがある場合は審査保留とし、保護者に対し通知するものとする。ただし、当該校の教室の空き状況、過去の指定校変更状況等を踏まえ、定員を超過する恐れがないと判断されるときは、この限りでない。

（審査会の設置）
第７条　委員会は、指定校変更及び区域外就学の審査に関し、審査会を設置することができる。
２　審査会の設置に関し必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

（区域外就学の協議）
第８条　委員会は、第６条第１項に規定する区域外就学の許可をする場合には、施行令第９条第２項の規定により、あらかじめ児童等の住所の存する区市町村の教育委員会に協議する。

（許可の取消し）
第９条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の規定による許可

を取り消すものとする。

(1)　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2)　許可の条件が守られないとき。

(3)　その他の事由により委員会が許可の取消しを必要と認めたとき。

（解除）

第１０条　委員会は、第６条第１項の規定により許可を受けた保護者が、許可された就学期間内に指定校変更及び区域外就学の解除を申し出たときは、申出書の提出を求めるものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和２年８月１日から施行する。

２　この要綱の実施の際、現に指定校変更又は区域外就学の許可を受けている児童又は生徒については、この要綱の相当規定に基づき許可を受けたものとみなす。

附則

１　この要綱は、令和３年８月１日から施行する。

２　改正前の規定に基づき、区域外就学の許可を受けた児童又は生徒については、当該児童又は当該生徒が卒業までの間、区域外就学の審査を要する場合にあっては、なお従前の例により、区域外就学の審査を行うものとする。

附則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）　指定校変更許可基準

区分	事由	必要書類等	留意事項等
1	疾病又は身体的理由により、指定校に通学（就学）することが困難	医師の診断書等	疾病が理由の場合は、通院を条件とする
2	兄弟姉妹が指定校以外の同一の学校（申立学校）へ通学（就学）している（見込である）		
3	指定校以外の学校（申立学校）の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近（概ね半年以内）	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し	概ね半年以内に建築又は入居が確実な場合を条件とする
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	左記事業等に該当していることを証明するもの	
5	児童・生徒がいじめ等により、通学（就学）が困難な状況	理由書（様式自由）	関係者への聞き取り等、事実関係を精査する
6	通学距離が指定校より一定以上近く、登下校の安全・安心を確保できる（小学校の事由） 通学距離が指定校より一定以上近く、通学上の利便性の向上が見込まれる（中学校の事由）		指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上又は２倍以上の差があることを要件とする
7	両親共働き又は母（父）子家庭で、下校後の一時帰宅先が、指定校以外の小学校（申立学校）の通学区域にある保護者の近親者宅、又は児童の居所スペースが確保された店舗等の場合	近親者の預かり同意書 保護者の就労、営業、預かりスペースの有無について、状況を確認できるもの	小学校の指定校変更についてのみを対象とする
8	学年途中で転居したが、継続して通学することが教育上適当で、通学の安全性も保つことが出来る場合		在学生のみを対象とする 許可期間は原則、(1)低学年（中学は１年）は学期末まで(2)中学年（中学は２年）は学年末まで(3)高学年（中学は３年）は卒業までとし、教育上の観点、通学の安全性については小・中学校の意見等も聴取し許可する
9	１から８までに掲げる事由に該当しない場合で、「指定校に通うことができない事情」があり、指定校以外の学校（申立学校）に通学することが教育上の観点から、より適切と認められる場合（通学区域の見直し対象地域の経過措置に該当する場合を含む）	理由書（様式自由） 委員会が必要と認める書類	通学区域の見直し対象地域の経過措置に該当する場合は、理由書等は不要とする

別表第２（第４条関係）　区域外就学許可基準

通則　申立学校への通学時間は概ね３０分以内を前提とする。

<table>
<tr><th>区分</th><th>事由</th><th colspan="2">必要書類等</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td>1</td><td>疾病又は身体的理由により新宿区内の病院等に通院し、又は通所するため、新宿区立の小・中学校（申立学校）に通学（就学）することが適切と認められる場合</td><td rowspan="6">区域外就学する児童・生徒を含む世帯員全員の住民票の写し（続柄入り）</td><td>医師の診断書等</td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td>兄弟姉妹が新宿区立の同一の小・中学校（申立学校）へ通学（就学）している（見込である）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td>新宿区立の小・中学校（申立学校）の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近（概ね半年以内）</td><td>転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し</td><td>概ね半年以内に建築又は入居が確実な場合を条件とする</td></tr>
<tr><td>4</td><td>市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要</td><td>左記事業等に該当していることを証明するもの</td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>学年途中で転出したが、継続して通学することが教育上適当で、通学の安全性も保つことが出来る場合</td><td></td><td>在学生のみを対象とする
許可期間は原則、(1)低学年（中学は１年）は学期末まで(2)中学年（中学は２年）は学年末まで(3)高学年（中学は３年）は卒業までとし、教育上の観点、通学の安全性については小・中学校の意見等も聴取し許可する</td></tr>
<tr><td>6</td><td>１から５までに掲げる事由に該当しない場合で、委員会が新宿区立の小・中学校（申立学校）に通学することが教育上の観点からより適切と認められる場合</td><td>理由書（様式自由）
委員会が必要と認める書類</td><td></td></tr>
</table>